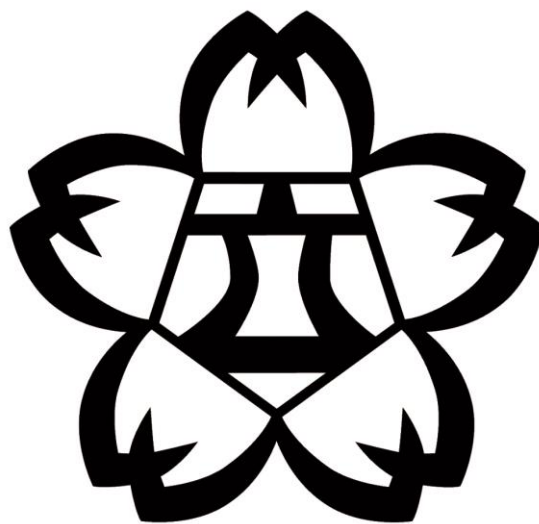


令和 7 年度

大津市立伊香立小学校

いじめ防止基本方針



学校教育目標

やさしく 強い子

①意志の強い子 ②考える子 ③体力のある子 ④力を合わせる子

令和7年度 大津市立伊香立小学校いじめ防止基本方針

はじめに

2011年（平成23年）の市内中学生が自ら命を絶たれた痛ましい事案以降、このような悲しみを再び繰り返してはならないという強い決意のもと、伊香立小学校においては、いじめ防止対策推進法（以下「法」といいます）、大津市子どものいじめの防止に関する条例（以下「条例」といいます）、大津市いじめの防止に関する行動計画に基づき、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対処」を柱に、いじめ問題に対する対策を進めてきました。

条例には、以下のような基本理念が定められています。

「全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こりうると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得ることがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。」

この基本理念に則り、伊香立小学校では、過去の反省を忘れることなく、子どもの声や主体性を大切にしながら、地域社会全体で、いじめ対策に取り組んでいくことが重要であると考え、本校のいじめ防止基本方針を定めました。

全ての子どもたちが安心・安全に学校生活を過ごす事ができ、一人ひとりの笑顔が輝く学校づくりを進めるためにも、学校組織全体で、以降に示す取組を進めます。

目次

1	いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・	3
(1)	いじめの未然防止	
(2)	いじめの早期発見	
(3)	いじめへの対処	
2	「いじめ対策委員会」の設置・・・・・・・・・・	9
(1)	役割	
(2)	構成員	
(3)	関係する校内委員会等との連携	
(4)	いじめ事案対応フロー図	
3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・・	11
(1)	基本方針、年間計画の見直し	
(2)	基本方針、年間計画の公開	
4	いじめ防止等に向けた年間計画・・・・・・・・・・	11

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であると考えます。法では、「いじめ」を以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、このいじめの定義に基づき、「未然防止」「早期発見」「早期対応」に関する以下の内容について、組織的に進めます。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。

このため、本校では、すべての児童が、より良い人間関係を構築できるような態度を育むことで、いじめを生まない環境づくりを進めます。また、家庭、地域その他の関係者に対し、学校での取り組み内容を説明し、協力を求めることで、地域社会が一体となった取組を進めます。

取組の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていく事であると考えています。学校のあらゆる教育活動の中で、すべての児童が自己存在感を感じ、自己決定の場を与えられ、共感的関係を育てる機会を設けることを大切にし、互いを認め合える人間関係・学校風土の醸成に努めます。加えて、児童自らがいじめについて学び、取り組む等の自主的・自治的な活動を積極的に支援し、児童一人ひとりが主役となる学校づくりも進めます。

そうした未然防止の取り組みについては、日常的な児童の行動の様子や欠席の状況を把握し、その状況に応じ、随時見直しを図ることで、より充実した取組を進めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
34	いじめ防止啓発月間を中心とした子ども主体の取組の推進	・運営委員が主体となり、伊香立小学校のゆるキャラを生かした啓発運動を考え、全校児童にいじめ防止を呼び掛ける。
35	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	・学級でいじめ防止宣言をカードに書き、校内に掲示する。その宣言と自分の行動を振り返る時間を設ける。

②子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
36	いじめが許されないことを理解し、子どもの解決力を育むための教育の推進	・互いの思いに耳を傾け、安心して聴き合える仲間作りを進める。 ・学級活動や委員会活動など自主的な活動を通して、一人一人が課題に向き合い、「自分事として考える力」を伸ばせる集団作りに努める。
37	インターネット上のいじめ防止を含む情報モラル教育の実施	・GIGA 開きとして、ネット機器の使い方について学び、情報モラルの大切さに気付けるように努める。 ・スマホ、ネット型ゲームの使い方出前授業を実施し、ネット機器の使い方やそれらを用いたいじめを許さない態度を育てる。
38	相談することの大切さに関する啓発	・全校放送などで、一人で悩まずに教職員や保護者、友だちに相談することの大切さを伝えるとともに、電話やSNS を活用した相談窓口も紹介する。
39	子どもの心を豊かにする道徳教育の推進	・9 月に全学年で命の尊さ・いじめ防止に関する道徳授業を実施する。保護者や地域の方にも道徳教育を理解してもらうため、道徳参観を実施する。
40	自他ともに認め合う人権教育の推進	・周りの人たちへの感謝の気持ちを表すため、「ありがとうカード」を書く機会を設け、互いの良さや違いを認め合い、自尊感情を高める場を設ける。 ・校内放送で「推しの子ニュース」として、善い行いを紹介することで自己有用感や自己肯定感を高めていく。 ・「しっかり聴くこと・はっきり話すこと」を意識し、自尊感情の芽生えを促す。
41	分かりやすい授業づくり・子どもの存在や意見が尊重される学級づくりの推進	・各学年間での情報共有に努め、6 年間を見通した学びの姿勢を大切にする。校内研究を窓口に、学ぶ意欲を育むわかりやすい授業作り、一人ひとりの考えが尊重される支持的な学級作りに努める。
42	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	・縦割りを活用したグループで、縦割り遊びなどを行い上学年が下学年への関わり方を学べるようにする。 ・異年齢集団との交流活動を体験することで相手の立場や思いを大切にすることを育てる。

③教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
43	学校いじめ防止基本方針の策定、保護者・地域への周知	・「大津市いじめの防止に関する行動計画」に基づき、本校のいじめ防止基本方針を策定。学校ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域関係者に対しても周知を図る。
44	保護者・地域に向けた子ども支援コーディネーター等学校への相談の呼びかけ	・教育相談担当、子ども支援コーディネーター、スクールカウンセラー等をお便り等に掲載し、子どもや保護者、地域関係者に周知する。
45	いじめ対策に関する校内研修の実施	・年度初めに伊香立小学校いじめ防止基本方針と子ども支援の充実を全教職員に配布し、共通理解を図る研修を実施するとともに、校内でいじめ対策の取り組みを推進するための研修を実施し、いじめ対策の充実を図る。
46	いじめ事案への対応体制の整備及びいじめ事案に対応する教員への組織的な支援の充実	・週一回の打ち合わせ、年2回の子どもを語る会、KIZUNAカード（報告・連絡・相談カード）、連絡用ホワイトボードを活用し、教職員が積極的に児童についての情報交換を行い、全教職員で情報を共有していけるよう努める。 ・事案が発覚した際、担任だけの問題とせず学校全体で対応していくため、いじめ対策委員会で事案について詳しく把握し、対応の方法を共通理解し、共通行動がとれるよう努める。

④その他（学校独自の取組）

取組目標
・朝読書に取り組み、心を落ち着かせて一日のスタートを切れるよう努める。 ・5校時の前にパワーアップタイム（基礎学力向上）の帯時間を設け、学力向上に取り組む。
・青少年育成学区民会議、人権生涯学習推進協議会、社会福祉協議会と連携し、人権に関わる標語や絵の入ったカレンダーを作成する。それを学区内全家庭に配布する。

伊香立小学校いじめ防止基本方針は、「大津市いじめの防止に関する行動計画」に位置付ける取り組みのうち、学校が実施する施策の取組目標を記載しています。NO. 1～33の取り組みは、市・市教育委員会が実施する施策です。

（2）いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。そのようなことから、本校では、たとえささいな兆候であ

っても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から学校のいじめ対策委員会が中心となり積極的に対応します。

そのためには、多くの大人が児童の小さな変化に気づく、鋭い観察力を高めることが必要です。このため、本校では、日頃から児童の様子をしっかりと見守り、教職員間で定期的に共有します。わずかな兆候であっても、背景にいじめがあるのではないかとの疑いを持って、いじめ対策委員会で対応について協議します。その上で、いじめを軽視することなく、事実関係に基づいて積極的に認知します。その際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立って行います。

また、児童または保護者が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、学校は、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組みます。それとともに、児童または保護者が日頃からいじめについて相談しやすい雰囲気づくりに努めます。また、学校が家庭と緊密な連携をすることにより、学校と保護者との間の情報共有をし、児童生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

加えて、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるため、保健室や相談室の利用、関係機関の開設している相談窓口について広く周知するとともに、地域関係団体や保護者に対しても協力を求めます。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
47	いじめ等の早期発見のための定期的なアンケート調査の実施	・ 月 1 回の生活振り返りアンケート調査、いじめ防止月間には個別面談を行い、いじめの早期発見につなげる。
48	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・ 担任が児童一人一人と個別相談等実施する習慣を設ける。必要に応じてスクールカウンセラーにつなぐ。
49	教職員による校内及び校門等における見守り活動の実施	・ 毎朝、通学路や昇降口で子どもを出迎え、子どもの様子を把握する。 ・ 子どもの様子や状況を把握しながら校内巡回や見守りを行う。 ・ 子ども安全見守り隊による校内の見守りやパトロールを行う。
50	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・ 保護者とのコミュニケーションをよりいっそう充実させることにより、学校や家庭での子どもの状況や様子を共有する。 ・ 相談内容に応じた校内体制を学校通信等でお知らせし、保護者が担任以外にも相談しやすい環境を整える。

②いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
51	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた様々な課題に関する情報の集約・情報共有	・学級の課題を共有するために、報告・連絡・相談に努める。いじめの疑いを含めて情報を集約し、管理職を含めたいじめ対策委員会を開催し、指導の方針や具体的な対応の仕方について検討する。 ・いじめの課題解決に向けて組織的な対応に努める。
52	いじめの疑いの段階での翌授業日中の教育委員会への速報	・問題事案が起きた際には、いじめの疑いの段階で臨時のいじめ対策委員会を開催し、対応について協議するとともに、翌授業日中までに教育委員会に速報を入れる。
53	保幼小中の連携や学年を超えた情報共有の推進	・保幼小連絡会、小中連絡会を入・新学前および入・新学後に実施し、児童・生徒に関する情報共有を行う。その他、中学校区の生徒指導部会で定期的に情報交換を行う。

③その他（学校独自の取組）

取組目標
・地域挨拶運動や見守り活動を中心に児童の情報を提供してもらう。
・児童クラブと連絡を密に取り、児童の変化や家庭の状況変化の情報を収集する。

（３）いじめへの対処

本校では、教職員がいじめと疑われる場面を発見・通報を受けた場合には、一人で抱え込むことなく、速やかにいじめ対策委員会を中心とした組織で対応をします。被害を受けた児童を守り通すとともに、教育的見地から、毅然とした態度で加害児童を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いた指導を進めます。

例えば、遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、教職員はその場でその行為を止めます。また、児童や保護者から、「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、被害を受けている児童や相談のあった児童の安全を確保します。

特に、インターネット上のいじめへの対応については、大津市および大津市教育委員会が作成している「インターネット上のいじめに関する対応マニュアル」に基づいて対応します。

いじめ対策委員会では、いじめの疑いがあった場合、直ちに情報を共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って大津市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保

護者に連絡します。

なお、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときや、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるとき、もしくは、指導を行ってもいじめ行為が止まないときなど、学校がいじめられている児童生徒を徹底して守り通すために必要と判断する場合は、所轄警察署等関係機関や、心理や福祉等の専門家と相談し、連携して対応を進めます。

このため、すべての教員の間で、いじめを把握した場合の対応のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、平素から関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築します。

については、上記のことに関して、本校では、以下のような取組を進めます。

①いじめの対応

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
54	「いじめ対策委員会」の開催を通じた組織的な対応	・ いじめやいじめの疑い事案が発生した際にはいじめ対策会議を開催し、事実確認、対策や方向性、役割分担、支援の方法を決定する。保護者に対する働きかけや支援も実施する。関係児童の不安や心配事が取り除かれるまで見守り、情報交換を行いながら支援の方向を決定していく。
55	いじめ事案の解決に向けた対応（被害の子どもへの支援・加害の子どもへの指導等）	・ 被害児童については事象としてのいじめがなくなり、不安が取り除かれるよう、また加害児童についてはいじめについて考え反省し、同じ行為が繰り返されないよう指導支援を続けていく。それぞれの保護者に対しても対応について理解が得られるよう思いに寄り添いながら進めていく。
56	インターネット上のいじめへの対応	・ 情報モラルに関する指導を行い、被害・加害・関係者とそれぞれの保護者と共に連携を図りながら素早く対応を進めていく。加害者の特定には十分留意して行う。 ・ 必要に応じて専門機関との連携も図っていく。
57	重大ないじめ事案が発生した際のアンケートや聴き取りによる適切な調査の実施	・ 子どもへのアンケート実施が必要な場合には、迅速にアンケート調査をし、速やかに個別懇談を行うなど事実確認を含め、実態の把握に努める。
58	いじめ事案に関する情報の適正な管理・保存	・ 児童や保護者から聴き取った内容やアンケート、いじめ対策委員会で協議した内容等、いじめ事案に関する情報は、適正な管理のもと保存する。
59	いじめ事案が生じたときの保護者との連携	・ 事実確認できたことや指導方針、内容、今後の支援などについて適時適切に家庭訪問などをして保護者に伝える。保護者の支援を得ながら、いじめ事案の対応に当たるようにする。保護者と定期的に連絡を取り合うことで連携を図り、再発防止に努める。

③その他（学校独自の取組）

取組目標
・いじめの未然防止、早期発見や、対処、解決に向け、「KIZUNA カード」や連絡用ホワイトボードを用いて職員間で報告・連絡・相談に努める。

2 「いじめ対策委員会」の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。その役割等については、以下のとおりとします。

（１）役割

- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する
- イ) いじめの防止等の取組について、すべての教職員間で共通理解を図る
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う
- エ) 児童や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う
- オ) いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う
- カ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う
- ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う
- ケ) P D C A サイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

（２）構成員

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、主幹教諭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーとします。

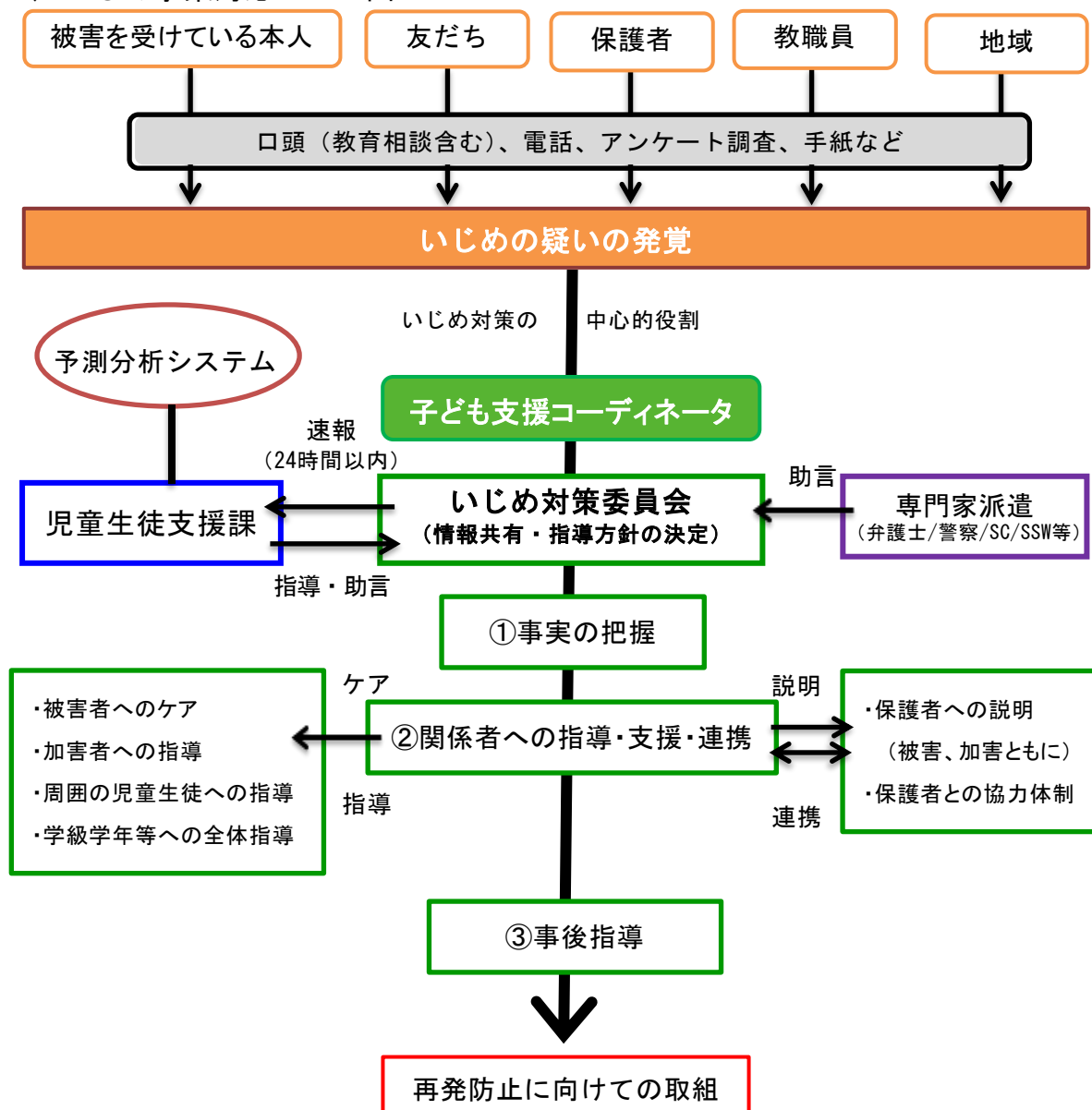
なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官（もしくは警察官 O B）・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

（３）関係する校内委員会等との連携

いじめの防止等の取組の実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

(4) いじめ事案対応フロー図



学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況の評価等を協議するため、「拡大いじめ対策委員会」を設置します。

その構成員は校長、教頭、教務主任、子ども支援コーディネーター、生徒指導主事等の学校教職員の他、PTA会長、自治連合会会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 基本方針、年間計画の見直し

具体的な施策ごとに設定した目標について、その進捗状況を定期的に確認し、目標の達成状況（活動実績）を自己評価し、その結果について年度末に大津市教育委員会へ報告しています。また、評価に際しては、目標の達成状況（活動実績）を評価するとともに、それらの取組がいじめ防止にどのような効果があったのかについて考察し、取組内容や方法の見直しを検討します。このような取組を通して、策定した学校基本方針や年間計画をPDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

(2) 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活 動 内 容 ・ 取 組	備 考
4	職員会議〈児童生徒理解〉（①・②・③） 児童情報交換会（①・②） 今月の振り返りアンケート（②） 保護者個別懇談会（④）	
5	P T A総会（書面にて④） 今月の振り返りアンケート（②） 子どもを語る会（①・②）	
6	いじめ防止啓発月間「いじめ0宣言」（①・④） 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会（④） 今月の振り返りアンケート（②） インターネットいじめ防止出前授業（①）	・運営委員会を中心にした取組の実施
7	保護者懇談会（④） 今月の振り返りアンケート（②）	
8	いじめ問題に関する校内研修会（①・②・③・④）	・教育相談に関連した研修
9	今月の振り返りアンケート 道徳の授業（①・④） 共同教育（①・④）	道徳参観
10	いじめ防止啓発月間（①・④）「いじめ0宣言」 全児童対象個別懇談会（①・②） 今月の振り返りアンケート（②）	・運営委員会を中心にした取組の実施

	保護者個別懇談会 (④)	
1 1	今月の振り返りアンケート (②) 学校協力者会議・拡大いじめ対策委員会 (④) 人権カレンダーの作成	
1 2	人権週間 (①・②) 「ありがとうカード」 今月の振り返りアンケート (②)	
1	今月の振り返りアンケート (②)	
2	今月の振り返りアンケート (②) 1 日体験入学 (①・④) 子どもを語る会 (①・②)	
3	今月の振り返りアンケート (②)	
年間 を通 じて	朝のあいさつ運動 (①・②) 朝読書・パワーアップタイム (①) 生活目標の設定 (①) いじめ対策委員会 (①・②・③) K I Z U N Aカード (①・②・③)	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめの早期対応に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること・・・④